川崎市内の公園緑地における

KAWASAKI PARK CARAVAN（カワサキ パーク キャラバン）

募集要項【第２弾】

2024 年 9 月

（2025 年 3 月改正）

川崎市

1．公募の目的

移動販売車等（テントによる物販・ワークショップ等を含む）の出店により、公園緑地がより居心地がよく、魅力的な場となり、公園の魅力向上やコミュニティ形成、地域活性化等に資する事業であることを確認するものとする。また、移動販売車等の出店を試行的に実施し、持続的な運用に向けた仕組みづくりに必要な出店に伴う効果や課題について、確認・検証するものとする。

2．社会実験の概要

（1） 募集区分

区分	対象者
募集区分 A	個別出店者（移動販売車等を自ら経営している事業者）
募集区分 B	マネジメント事業者（複数の移動販売車等の出店管理を行う事業者）

（2） 出店場所

1）出店場所

川崎市内の指定する公園緑地（下記の表のとおり）。※順次、対象公園を追加予定。

対象公園	住所	募集区分 A 対象	募集区分 B 対象
稲毛公園	川崎区宮本町７－８		○
南河原公園	幸区都町７４－２		○
向河原駅前広場公園	中原区下沼部１７５３－１８		○
橘公園	高津区子母口５６５		○
蟹ヶ谷槍ヶ崎公園	高津区蟹ヶ谷３－７	○	
宮崎第４公園	宮前区宮崎６丁目２－３	○	
稲田公園	多摩区菅稲田堤２丁目９−１	○	
王禅寺ふるさと公園	麻生区王禅寺５２８－１		○

2）募集区分Ｂについては、１公園につき１事業者の募集となります。（複数公園応募可）

（3） 実施期間

内 容		日 程
募集期間	募集区分 A	2024 年 9 月 24 日（火）～2025 年 6 月 30 日（月）
	募集区分 B	2024 年 9 月 24 日（火）～2024 年 10 月 8 日（火）
出店期間		2024 年 10 月 15 日（火）～2025 年 7 月 31 日（木）

※公園において地域イベント等が実施される場合は、出店ができないもしくはイベント実施者と調整していただく場合があります。また、イベント実施時のトラブル等に関する責任はすべて提案者又は出店者が負担することになりますので、ご承知おき願います。

※募集区分 B の公園について期間内に応募がなかった場合は、改めて募集区分 A で募集、又は募集区分 B の募集期間を延長するなどの対応を行う場合があります。

（４） 指定する用途

移動販売車等（販売営業車、調理営業車、物販テント等）を用いた売店及び飲食店等の出店。

（５） 営業可能時間

原則 10 時～18 時（準備及び片付けに要する時間は除く。）

※上記の範囲で希望の営業時間を申請

（６） 求める企画提案内容

公園の利用促進や魅力向上、コミュニティ形成や地域活性化の推進に寄与することを目的に、移動販売車等の出店と共に、にぎわい創出のための企画を実施すること。

（例）

・テーブル・パラソル等の飲食・休憩スペースの設置
・敷物やイスの設置・貸出
・公園で遊べるおもちゃの貸出・販売
・紙芝居、ぬりえなどの遊びの提供　　など

（７） 販売品目

・飲食物（自動車関係の営業（調理営業・販売業））で保健所から許可を得ているもの。酒類を含む。
・公園で使用することが想定される物品・サービス等。

（８） 許可方法及び出店に伴う料金について

１）許可手続き

・川崎市都市公園条例第３条に基づく公園の公園内行為許可とし、手続きは市が行います。
・その他、企画運営に関わる各種手続き等は、企画提案者で行うものとします。
・申請に虚偽があった場合や許可条件、本募集要項の内容及び市の指示を守らない場合は、市は、期間中であっても使用許可を取り消すことがあります。

２）出店料

・売上げの５％を公園の維持管理や活動等に寄与するよう川崎市緑化基金等に納付するものとし、原則として１か月毎に支払うものとします。
・川崎市都市公園条例第３条第６項による使用料は免除とします。

３．企画提案者の資格要件

提案書の提出者は次に揚げる資格を満たす個人事業主、法人であること。

（１） 募集区分Ａ　個別出店者

１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当する者でないこと。

２）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第８条第２

項第１号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。

３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。

４）都道府県民税・区市町村民税に滞納がないこと。

５）飲食物を販売品目とする場合は、食品衛生責任者の資格及び自動車による食品営業に係る営業許可（調理営業又は販売業若しくはその両方。東京都内の許可）を有するもの。なお、食品衛生法の改正（令和３年６月１日以降）により、要許可業種と届出が不要な業種以外の営業者は、保健所に届出を行うこと。

６）その他、営業に必要な許可や資格を有するもの。

（２） 募集区分Ｂ　マネジメント事業者

１）移動販売車等の出店に関わる日程調整、許認可や関連法令遵守の確認、売上管理、情報発信、管理監督等のトータルマネジメントを実施できる事業者であること。

２）移動販売車等の運営事業について、官公庁等での実績があること。

３）上記（１）の１）～４）を満たすもの。

４．企画提案の条件

（１） 共通

・キッチンカーの出店者は必ず神奈川県内のいずれかの自治体で営 業許可証を取得すること。

・市は、出店に伴い発生した施設の損害及び第三者への損害は、一切の賠償の責を負わない。そのため、飲食出店者は、PL 保険に加入し、出店に伴い発生した施設の損害及び第三者への損害は、出店者が一切の賠償の責を負うこと。

・出店に際して、協力者間及び第三者との間でトラブルが発生した場合には、提案者又は出店者がその責任と費用をもって一切解決するものとし、事務局は、何らの責任を負担しないものとする。

・雨天荒天や市の都合等により、やむを得ず中止となる場合の補償等はない。

・本募集要項に定めるもののほか、その他関連法令を遵守すること。

・申請に虚偽があった場合や許可条件を守らない場合、出店者都合の出店キャンセルが続いた場合は、市は、出店の許可を取り消すことができる。

・本事業の PR（ポスター掲示、SNS 等での告知等）やアンケート等に協力すること。

・その他不明な点については、担当者と協議すること。

（２） 実施前・実施中

・出店に伴う各種届出等（公園内行為許可を除く保健所・消防署等）は、出店者で行うこと。また、公園内行為許可申請に必要となる書類等については、市に協力すること。

・前日までに指定する場所からの鍵の貸出等に関する調整を済ませること。なお、貸出期間中の鍵の管理は、適切に行うこと。また、複製や利用日以外の使用が確認された場合は、今後当該事業

に参加できないものとする。

・園内を通行する際は、ハザードランプを点灯させ、公園利用者を最優先に速度１０ｋｍ／ｈ以下で走行すること。

※通行する場所は指定するルートとし、出入は出店前と出店後のみ各１回とすること。

・園内の指定された場所以外に駐車することは出来ない。

・雨天等でやむを得ず営業休止又は中止する場合は、原則、前日迄にメール等で連絡すること。

・原則、電気、水道の利用は許可しないので、出店者が用意すること。

・出店により発生した排水は、公園内設備に流さず、持ち帰り適正に処分すること。

・出店による事故や苦情等のトラブルは提案者又は出店者が迅速に対応すること。なお、発生したトラブル等については、その内容を市に速やかに報告すること。

・衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。

・食中毒等の予防のため、保健所による改善指導を行う場合がある。

・許可内容（公園内の出店情報等）とは関係のない広告等は行なわないこと。

・アレルゲン表示の義務は食品表示法で加工食品に限られているが、各事業者の判断で消費者への配慮を行うこと（正確に把握している品目のみ表示し曖昧な表示を避ける、口頭でアレルギーの有無を確認する、情報管理していない旨の表示をする等)。

・商品を提供する際のレジ袋は、有料化に努めること。

・公園利用者や近隣住民に影響を与える行為（園内を歩きながらのチラシの配布（移動販売車等に置くことは可)、拡声器等を使用した呼び込み、BGM の使用（車内で従業員が聞く程度は可）などは禁止する。

・利用者等の利便性確保のため、可能な限り電子決済サービス等を提供すること。

・出店者は、必ずごみ箱を移動販売車等の直近に見やすく設置し、排出するごみは分別して適切に処分すること。

・出店者は、移動販売車等及びその周辺を常に清掃し、清潔を保つことで公園利用者が快適に過ごせるよう努めること。

・公園内その周辺のごみについて、ごみを発生させた出店者が特定できた場合は出店者側で処分すること。

・出店者が公園を退去する際は、周囲にごみが散乱していないか確認し、必要に応じて処分すること。

（３） 実施後

・出店した日の 3 日以内に「報告フォーム」にて利用者人数や売り上げなどの報告事項を提出すること。にぎわいの創出や清掃等については、実施状況を把握するための写真を添付するものとする。報告用に提出した写真は、今後の広報等のために川崎市の WEB／SNS などに掲載される場合があることを、予め承諾すること。なお、募集区分Ｂについては、マネジメント事業者がとりまとめて報告できるものとする。

5．応募の手続き・スケジュール等

（1） **募集区分A**　個別出店者

スケジュールの例

	内　容	時　期
1	応募	随時
2	出店資格審査	約1週間
3	審査結果通知	出店資格審査後速やかに
4	出店日申請期間	（承認を得た直近の）毎月1日～10日
5	公園内行為許可	当月末日までに交付
6	出店	翌月1日～末日の出店
7	出店報告	出店後3日以内
8	次回出店	4～7を繰り返す

1）個別出店者が「6．応募について」に記載の事項を「川崎市内の公園緑地における KAWASAKI PARK CARAVAN（募集区分A）」応募フォームにて応募してください。
※出店開始希望日の原則30日前までに、企画提案の応募をお願いします。
※提出された申請資料は、本事業以外に使用いたしません。

2）提出された事項や資料を基に、出店資格について審査を行います。
※第1弾社会実験で出店実績のある出店者については、審査を省略できるものとします。

3）審査結果の通知は、Eメールで行います。

4）審査結果通知と共にお知らせする出店日申請フォームにて、出店希望日を申請してください。
※毎月1日～10日に翌月1ヶ月分の出店について申込みをしてください。
※申込多数の場合は、商材等により出店調整を行います。
※定期出店を希望する場合は、別途市と協議を行ってください。

5）公園内行為許可の手続き完了後に、許可書の写しや出店説明書等を送付します。

6）出店説明書に従い、出店してください。市は、実施が決定した提案者又は出店者の名前（屋号）や企画内容を公表します。（市のホームページ、SNS等）

7）出店後3日以内に出店報告を行い、市の案内に従って、売上げの5％を緑化基金に納付してください。

（2） **募集区分B**　マネジメント事業者

1）マネジメント事業者が「6．応募について」に記載の事項を「川崎市内の公園緑地における KAWASAKI PARK CARAVAN（募集区分B）」応募フォームにて応募してください。
※提出された申請資料は、本事業以外に使用いたしません。

2）提出された事項や資料を基に、申込審査を行います。必要に応じて内容確認等のためのヒアリングを実施し、各公園の事業者を決定します。

3）審査結果の通知は、Eメールで行います。出店に向けた運用については、市とマネジメント事業者との協議とします。

4）移動販売車等が、出店説明書や関連法令を遵守し出店するよう、管理監督を行ってください。

5）出店後の出店報告及び緑化基金納付の実施方法については、確認書案を元に市と協議の上、決定します。

6）協議事項については、市と確認書を取り交わすものとします。

6．応募について

（1） 申請事項

応募フォームに従って必要事項を入力してください。

≪募集区分A≫
応募フォーム

≪募集区分B≫
応募フォーム

（2） 添付資料

応募フォームに従い、下記資料を添付してください。

（PDF、JPG、1ファイルの容量は3MB以下）

募集区分A	①営業許可書（県内の保健所が発行した出店する事業者名義のもの。） ②車検証 ③PL保険証券(生産物賠償責任保険) ④参考資料（活動案内や販売品のチラシ等）【提出は任意】 ⑤商業登記事項証明書【法人の場合】 ※①、②、③については、必要な場合のみ
募集区分B	①事業概要の分かる資料 ②提携事業者との関係性が分かる書類（業務提携の契約書等） ③商業登記事項証明書【法人の場合】

（3） 提 出 者： 1事業者1申請とする。

（4） 提出方法： 応募フォームにて提出

（5） 問合せ先： 川崎市建設緑政局緑政部みどりの事業調整課　公民連携担当

〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地（本庁舎1 7階）

℡：044-200-0511

e-mail：53mityo@city.kawasaki.jp

（6） 提出期限：（募集区分A）募集期間の内、出店開始希望日の原則30日前まで

（募集区分B）2024年10月8日（火）まで

7．評価項目

（1） 企画書の次の項目を評価する。

評価項目	内容
効果的なサービスの提供	公園利用者及び近隣住民に安全・安心な商品・サービスを提供できる提案か。メニュー・商品、価格の妥当性等を評価する。
公園の魅力向上・利用促進、コミュニティ形成や地域活性化への貢献	公園の魅力向上や利用促進についてどのように貢献できるか。コミュニティ形成や地域活性化についてどのように貢献できるかを評価する。
公園利用者や地域住民等への配慮	公園利用者や地域住民等への配慮方法について評価する。
ゴミの回収・処分、清掃方法など環境への配慮	包装容器等の回収・処分方法、清掃の実施方法、環境配慮型機器（容器や発電機等）の使用について評価する。

※審査結果通知は、Ｅメールで行う。

（2） 非選定理由に関する事項

提出した企画提案書が選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面（非選定通知書）にて通知します。

8．出店の辞退

・企画提案書提出後に出店を辞退する場合は、市に辞退する旨を連絡の上、フォーム上で申請を取消してください。

・審査及び出店調整中に連絡が取れなくなった場合は、辞退として取り扱うものとします。

9．その他

本募集要項は、社会実験の状況を踏まえ、適宜更新することがある。

10. 問合せ先

川崎市建設緑政局緑政部みどりの事業調整課　公民連携担当

〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地（本庁舎１７階）

℡：044-200-0511　　e-mail：53mityo@city.kawasaki.jp